

## 平成29年度玉城町学校教育方針

玉城町教育委員会

21世紀に入り、社会の状況は、少子化・高齢化・核家族化の進行、地球規模での環境問題の深刻化、情報通信技術（IT）革命、経済の国際化・グローバル化等、急速に変化しつつあります。加えて、リーマン・ショックから始まった世界的な金融危機だけでなく、平成23年3月11日の東日本大震災という未曾有の大災害によって、政治経済をはじめ、国民生活は大打撃を受け、更に、平成28年4月14日以降の熊本地震では震度6弱以上が、3日間に7件発生する内陸型大地震があり、避難生活（車中泊）等の課題が浮き彫りになりました。このような情勢のなか家庭や地域においては、世代間や地域住民の連帯感が希薄化しています。これまで、子どもたちに対人関係のルールを教え、自己規律や共同の精神を育み、伝統文化を伝えるといった役割を担ってきた家庭や地域社会の「教育力」が著しく低下し、このことがいじめや不登校、凶悪な少年犯罪の増加や児童・生徒の問題行動の深刻化などの様々な問題を生じる背景となっています。また、経済危機により、暮らしにくい家庭が増え、経済格差が広がるなど、子どもたちを取り巻く環境にもさまざまな影響を与えています。更に、国においては、新しい時代に対応した教育基本法が改正され、新たに義務教育の目標を定めた学校教育法の改正や、教育における国・教育委員会・学校の責任を明確にした地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正、教員免許の更新制の導入、教員の資質向上を図る教育職員免許法の改正等が行われました。更に、第2次安倍内閣のもと、新しい教育の方向を模索する「教育再生実行会議」が設置され、道徳の教科化、いじめ対策の法制化、体罰根絶のためのガイドラインの制定、教育委員会制度の改正等、教育の新しい方向性が出されてきています。

各学校では、「生きる力」を育むため、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を重視するとともに、「チームとしての学校」が求められており、学校だけでなく家庭や地域と連携した教育に取り組むよう努めなければなりません。

新学習指導要領は、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から完全実施されました。そして、時代の変化や子ども達の状況、社会の要請等を踏まえ、小学校は平成32年度から中学校は平成33年度から次期学習指導要領が全面実施されます。

こうした状況を受けて、知識基盤社会の到来のなか、学校教育は、生涯学習の基盤を培うという観点に立ち、子どもたちの豊かな自己実現を図り、ふれあいや出会いを大切にした地域に開かれた信頼される教育を実現することが、ますます重要となっています。

また、人権尊重の精神の育成や道徳教育、防災教育、国際理解教育、環境教育、情報教育、キャリア教育、郷土教育等の推進が一層望まれ、各学校では、子どもたちに学力の基礎・基本的な知識技能の習得と、思考力・判断力・活用力・表現力に基づいた新しい“知”や価値の創造等、育成のバランスを重視するとともに、豊かな心や健やかな体の育成の取り組みの充実を図ることが求められています。

このことから、玉城町教育委員会は、更に責任を明確化し、教育委員会の在り方・体制の充実を検討すると共に、町内各学校に対し、度会郡指導主事室の活動計画に基づく指導・支援を受け、学校教育の充実を図るよう、平成29年度の学校教育方針を次のように策定しました。

町内各小中学校においては、この内容・趣旨を十分踏まえたうえで、それぞれの地域や学校の特色・実態に即した創意ある教育に努め、意欲的かつ魅力的な教育実践を展開し、その達成状況等に関する学校評価を適切に行うことによって、公教育の信頼を得、総合教育会議等で、町長との対話を進めながら、本町学校教育の一層の充実・発展が図られるよう進めていきます。

## 玉城町の学校教育目標

### A 確かな学力の育成と個性や創造力の伸長

#### 1. 創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めます。

各学校の教育課題を的確にとらえ、児童・生徒の多様な個性が生かされ、創造性が伸長されるよう、学校間の連携を図りながら、子ども主体の創意ある教育課程の編成と実施に努めるとともに、地域の特色を生かした教育活動の推進を図ります。

#### 2. 学力の基礎・基本の確実な定着を図り、一人一人の特性に応じた教育を充実します。

指導内容の精選・重点化を図り、児童・生徒個々の興味・関心・実態に応じた指導方法の工夫・改善を行い、学力の基礎・基本的な内容を確実に身につけ、それらを活用・発展させていく力の定着を図り、一人一人のよさ・可能性を生かした教育を推進します。また、指導の過程や成果を適切に評価し、児童・生徒一人一人の特性に応じた指導を進めるとともに、学習意欲が向上するよう評価方法の工夫改善に努めます。更に、ゆとり教育からの脱皮を図るために、平成26年度、当初から実施している土曜授業を、月1回第3土曜を原則に継続させ、学力の定着・向上を図っていきます。

特に、今回改訂された教育の内容の中で、算数（数学）・理科の授業内容が増えたことにより、各学校での指導方法の工夫改善を図り、学力の向上に積極的に取り組むこととします。

それらを検証するために、成果を内外に発表し、教育の共有化を図ります。

また、小学校における「外国語活動」では、県教育委員会の指定を受け、平成26年度から平成28年度まで3年間実施した「英語コミュニケーション力向上事業」の取り組みを本年度も町独自で継続します。平成32年度から実施される次期学習指導要領では、小学校5・6年生で英語が教科化され、年間70時間（週2コマ）の授業時間が必要となり、現行の「外国語活動」の2倍の授業時間を要するため、これに抵抗なく対応していく準備として、周知期間（平成29年度）及び先行実施期間（平成30・31年度）を通じて、短時間学習の導入や指導方法の研究を行い、それらの成果を全小中学校で交流しながら、小中の連携を図った「外国語教育」を推進します。

更に、昨年度に引続き、理科離れをなくすため、各小学校に理科実験を専門とする巡回の非常勤講師を配置し、体験型学習を充実させ、学力の向上を図ります。

#### 3. 自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力を育成します。

自ら学ぶ意欲を高め、わかる喜びや充実感を味わえる学習活動を進め、学力の向上を図るとともに一人一人の個性や創造性の伸長を図り、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、社会の変化に主体的に対応できる能力を育成します。

また、社会の集団の中で、生きていくうえで大切な善悪の判断となる個々の規範意識を高めることにより、自立した主体的に生きる態度を育成します。

特に、「たまきっこ、学びの十か条」により、自立した学習をすすめていきます。

#### 4. 社会の変化や科学技術の進展に伴う情報教育の拡充を図ります。

① すべての児童・生徒がパソコンに慣れ親しみ、情報の発信や交換ができる教育を推進します。

- ② 視聴覚機器や、情報機器の活用を通して、指導方法や学習評価の工夫により学習の意欲や興味・関心を高め、学ぶ楽しさや成就感を味わわせます。
- ③ 児童・生徒に、スマホなどの携帯端末が広がるなかで、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てます。

## B 人権尊重と社会貢献の精神の育成

### 1. 人権尊重の精神に貫かれた人間の育成を目指し、人権教育のさらなる充実を図るとともに積極的に推進します。

- ① 平成29年3月に改訂された「三重県人権教育基本方針」に沿い、部落差別をはじめ、障がい者の人権、外国人の人権、子どもの人権、女性の人権等あらゆる差別を許さない人間の育成を目指した人権教育を推進します。
- ② 「玉城町人権教育ネットワーク研究会」の事業活動を通して、なお一層学校単位、また学校間での研究・実践を深め地域全体で人権教育に取り組み、系統的・横断的・組織的に推進し、意識の向上を図ります。
- ③ 障がいのある子どもたちに対し、パーソナルカルテなどを活用した早期から一貫した支援の推進に取り組むほか、特別支援学級における個を生かした教育の推進など特別支援教育の充実を図ります。
- ④ 平成27年3月に制定された「玉城町いじめ防止基本方針」に沿い、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が重要であり、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを見守りながら、いじめの問題解決に向けて取り組みます。

### 2. 自然と人間のいのちの尊重を基盤とし、心豊かにたくましく生きる力を育てます。

- ① 道徳の時間の充実に努め、自然と人間のいのちを尊重する精神を培うことを基盤として、あらゆる教育活動を通じ、豊かな心情を養い、道徳的実践力と情操的心情の育成を図るとともに、人間としての在り方・生き方に関わる教育を推進します。
- ② 心と体を一体としてとらえ、適切で豊富な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、積極的に運動に親しむ習慣や健康の増進のための実践力を培い、明るく豊かな人間生活を営む態度を育成します。
- ③ 一人一人の人格を尊重し、自主性を育みながら、基本的な生活習慣を確実に身につけるとともに、相互に磨き合い、支え合う望ましい人間関係を培い、思いやりとたくましさを身につけるようにします。また、家庭や地域社会との連携を深めるとともに、子どもたちとの触れ合いを通じて一人一人を理解し、いじめや不登校などの悩み事等について適切な指導・援助を行えるようにします。
- ④ 自然と人間の関係についての認識を深め、自然に対する感受性を高めるとともに、地域の方々とふれあう活動を通じ、地域の環境を大切にする実践的な態度を養います。

### 3. 町内各学校区の地域の郷土文化、歴史、環境等特色を生かした教育を進めます。

地域の自然環境の良さや地域の伝統・文化を継承していく活動を取り入れながら、郷土を愛する心の教育を地域の方々のご協力もいただきながら推進します。

### 4. 国際理解を深め、我が国の文化や伝統を尊重する態度を育成します。

我が国や郷土の文化・伝統についての関心と理解を一層深め、その良さを継承発展させ

るとともに、増員したALTの活用などで国際理解を深め、明るく平和な国際社会に貢献するグローバルな人材を育成します。

#### 5. 社会貢献等を積極的に取り組みます。

防災教育等の観点から、自他の生命や人権を尊重する精神の育成を図りながら、他の人々を支えることができるボランティア精神等を育成します。

### C 安全な学校と信頼される教育の確立

#### 1. 防災教育を推進します。

災害はいつ、どこで発生するか分からないという視点に立ち、児童・生徒が災害について、正しい知識と的確な判断力を身につけ、地域の特性に応じた行動がとれるよう、防災教育を推進します。

#### 2. 開かれた学校づくりを推進します。

① 地域に開かれ、地域住民から信頼される、活力ある学校づくりをするため、「学校経営品質」の手法を活用することにより、教職員の意識改革を図るとともに、児童・生徒・保護者・地域が、今、何を求めているか、それに応えるためには、どのようなことを行えばよいか、現行の仕組みや方法はこのままで良いのか等を、児童生徒、保護者と共に評価し、その改善に向けた取り組みを行います。

② 学校評議員制度の一層の活用を進めるとともに、学校情報の公開に努め、施設の積極的な開放や、保護者や地域住民、教育関係者等が参画する公開授業、玉城教育ボランティアなど地域住民の協力による教育にも積極的に取り組みます。

#### 3. 教職員の資質・能力の向上を目指して校内研修の改善・充実を図ります。

度会郡各町教育委員会が連携し、度会郡指導主事室が中心となり、度会郡内各学校の教職員の研修を実施し、教職員の資質・能力の向上を図っていますが、更なる拡充を図っていきます。

① 教員は、その職責を自覚し、公共への奉仕に努めます。

② 教員は、教職に誇りを持ち、愛情と責任をもって児童・生徒の指導に当たるとともに、その安全確保に努めます。

③ 教員は、専門職としての自覚を持ち、児童・生徒の心身の発達に関する理解を深め、児童・生徒や保護者との信頼関係で結ばれた実践的な指導を進めます。

④ 教員一人一人が校内研修の必要性を自覚し、絶えず自己研鑽に励み、教育内容の重点化や指導方法・評価の創意工夫を図るなどして指導力の向上に努めます。

⑤ 教員の研究授業公開を、その学校だけのものにせず、町内の学校全体公開に努めます。

⑥ 教員は、度会郡で組織する様々な研修や、喫緊の課題に対応した研修に積極的に参加します。

#### 4. 教職員が働きやすい環境づくりを推進します。

① 勤務時間縮減、業務の簡素化・効率化を図り、教職員が子どもたちと向き合える時間を確保するなど、教職員のやりがいの向上に努めます。

② 教職員の健康管理、メンタルヘルス対策を図ります。

**5. 学校施設・設備の充実を図ります。**

- ① 学校施設については、安全・機能面の改善を図ります。
- ② 給食調理機器を計画的に更新します。